

請願・陳情 文書表

8・1臨

陳情第44号

受付年月日	7.12.18	付託委員会	総務
提出者	●●●●●●●●●●●●●●●● ●● ●●		
紹介議員	一		
提出者からの説明希望の有無			<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
件名と要旨			

(件名)

旭川市における歴史資料の一元的デジタルアーカイブ化と、市民の記憶を未来へ引き継ぐ仕組みの構築を求めることについて

(要旨)

旭川市の歴史は、アイヌ文化、開拓史、軍都としての歩み、戦後の市民生活など、複数の層が重なり合って形成されてきた。本陳情では、これまで本市が編さんしてきた市史や既存資料を尊重しつつ、それらをデジタル技術によって一元化・並列化し、市民が多角的に歴史へアクセスできる基盤を整備することを求める。

あわせて、文書には残りにくい現代の市民の声を証言として記録・保存し、未来へ引き継ぐための仕組みづくりを提案する。

## 1 背景と現状認識

現在、旭川市では市史のデジタル化や歴史資料の公開に関する取組が進められており、特に昭和20年以前の資料については丁寧な整理が行われている。これらの取組は、市民として高く評価されるべきものである。

一方で、旭川市には、

- ・昭和6年刊行の旭川市史稿
- ・昭和期に編さんされた旭川市史
- ・平成期に刊行された新旭川市史

など、時代ごとに異なる視点・背景の下でまとめられた複数の市史が存在する。これらは単なる参考資料ではなく、その時代に、旭川の歴史がどのように語られていたかを示す貴重な歴史資料そのものであると考えられる。

## 2 市史のデジタル一元化と並列化（本提案の主軸）

本事業の初期段階においては、昭和6年「旭川市史稿」、昭和期「旭川市史」、平成期「新旭川市史」など、これまで本市が編さんしてきた既存の市史を対象としたデジタル一元化を主軸とし、まずは過去に作られた市史を並列に閲覧できる環境の整備から着手することを提案する。

(次頁に続く)

これにより、

- ・一つの年表・一つの解釈に集約するのではなく
- ・時代ごとの語られ方の違いを市民自身が比較・理解できる

複線的な歴史理解の土台を構築することが可能となる。

### 3 今を生きる市民の声を残す取組について

あわせて、公的記録や書籍には十分に残されてこなかった、戦後期以降の市民生活や地域の記憶については、現在を生きる市民の証言（オーラルヒストリー）として記録・保存する取組を、段階的に実施することを提案する。

これらの証言は、歴史的事実の正誤を確定したり、評価を下したりすること目的とするものではない。

この時代に、こう語られた声があったという一次的な記録として保存し、将来世代が再解釈できる余地を残すことを基本方針とする。

### 4 A I 技術の活用と中立性の担保

膨大な資料を市民が利用しやすい形で提供するため、A I 技術を次の範囲で活用することを提案する。

- ・資料検索・分類・要約の補助
- ・利用者の理解度に応じた解説（子供向け、簡易、専門的等）
- ・複数の市史や資料を横断的に参照できる補助機能

ただし、A I は歴史を評価・判断する主体とはせず、飽くまで中立的な補助ツールとして位置付ける。

史実の判断や公開範囲については、人間が責任を持つ体制を前提とする。

また、資料が不足している事項や見解が分かれる点については、無理に結論を示さず、「不明」、「諸説あり」として記録する姿勢を重視する。

(財源確保に関する基本方針（国費活用）)

本事業の実施に当たっては、旭川市単独の新規財源に依存するのではなく、国が推進するデジタル化、文化資源の保存・活用、地方創生施策と明確に連動させ、国庫補助金や交付金の活用を基本方針とする。

具体的には、内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）、文化庁の文化芸術振興関連補助金、総務省の地域DX推進事業等を想定し、市の財政負担を抑えつつ、国の政策目的にも資するモデル事業として位置付けることを目指す。

本事業は、単なる資料の保存にとどまらず、

- ・A I を活用した多層的な歴史資料の提示
- ・教育・観光分野への波及的活用
- ・市民参加による証言・記憶の収集

といった複合的な要素を有しており、国が求める先進的かつ横断的な地方DX事例として展開することが可能である。

これにより、旭川市が先行的なモデルケースとなり、将来的には他自治体への展開も視野に

(次頁に続く)

入れた、国費主導型で持続可能な事業スキームの構築を目指す。

なお、本提案は、既存の市史デジタルアーカイブ事業を基盤とし、新たな大規模予算の創設を前提とするものではない。

既存事業の延長線上での段階的な改善・高度化を想定し、必要に応じて国のデジタル・文化関連補助制度を活用することで、市の財政負担を抑えた実施が可能であると考える。

## 5 教育・観光への波及効果

本アーカイブは、市民や子供たちが自ら考え、比較し、学ぶための教育資源となるだけでなく、三浦綾子、知里幸恵、軍都史、開拓史、近年の文化作品等を結び付けた歴史観光の基盤としても活用が期待される。

将来的には、

- ・デジタルアーカイブから資料館・史跡への導線
- ・テーマ別・時代別の観光ルート提示

などへ発展させることも可能と考える。

## 6 教育分野における活用（次世代への継承）

本デジタルアーカイブは、単なる歴史資料の公開にとどまらず、自分で考える力を育てる教育資源としての活用が可能である。

### （1）学校教育での活用イメージ

- ・小・中学校の社会科・総合学習
- ・高校での地域探求・課題研究
- ・大学・専門学校での調査・研究補助

例えば、

- ・同じ出来事が、昭和と平成の市史でどう書かれているか比較する
- ・資料に書かれていいないことは何かを考える
- ・なぜ「分からぬ」と書かれているのかを議論する

といった、答えを覚えるのではない考える歴史学習が可能になる。

### （2）AIによる学習支援（教育向け最適化）

公開ページには、教育用途にも対応したAIガイド窓を設置する。

（利用例）

- ・小学生にも分かるように説明して
- ・中学生向けにまとめて
- ・この出来事の背景を簡単に
- ・違う立場の見方も教えて

AIは、

- ・年齢・理解度に応じた表現
- ・専門用語のかみ砕き
- ・複数説の併記

を行い、教師の負担を増やさずに活用できる補助教材として機能する。

（次頁に続く）

### (3) 今を生きる人の声を残す教育的意義

本事業では、過去の文献だけでなく、現在を生きる市民の証言や記憶（オーラルヒストリー）も記録対象とする。

これにより、

- ・歴史は遠い過去ではなく
- ・今の自分たちにつながる連続した時間

であることを、子供たちが実感できる学びにつながる。

### (4) 教育と観光の自然な接続

学校でアーカイブを見た子供が、ここに行ってみたいと思えるような設計にすることで、

- ・校外学習
- ・家族での来訪
- ・修学旅行・自由研究

へと、教育から観光へ自然に接続する。

本デジタルアーカイブは、

- ・正解を教える教材ではなく
- ・多様な資料を並べ
- ・考える力を育てる学びの基盤

として、旭川の未来世代に長く使われる公共資産となる。

## 7 運用と責任の考え方

本提案は、新たな歴史解釈を行政に求めるものではない。

公開範囲や表現方法については、既存の市史編さん及び文化行政の枠組みを尊重し、最終的な判断は本市担当部署に委ねるものとする。

また、本陳情は即時の全面実施を求めるものではなく、既存事業の方向性整理及び将来的拡張の検討材料として活用されることも想定している。

以上の趣旨から、次の事項について陳情する。

### 陳情事項

1 本市が編さんしてきた市史や既存資料をデジタル技術によって一元化・並列化し、市民が多角的に歴史へアクセスできる基盤を整備すること。あわせて、文書には残りにくい現代の市民の声を証言として記録・保存し、未来へ引き継ぐための仕組みを作ること。

